

# 石川県公報

令和3年6月17日(木曜日)

号 外

(第 41 号)

## 目 次

<p style="text-align: center;"><b>告 示</b></p> <p>○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1</p>	<p>○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 3</p>
--	--

## 告 示

### 石川県告示第247号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和3年6月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「SQUALL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「乱麻」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「マゾウケ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「極トコロテン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「ROYAL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY BLACK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「GOMEO CRASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY GAY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「けつマンボ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「CARNIVAL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「花魁 (R-TYPE)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「ケツアクメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「菊紋」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY RASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「奴隷 NO.9」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「狂狗」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「性暴」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「KING'S Celebration」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「悶ノ時」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「xoxo」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「RETRO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「メスイキ男」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「とろとろ2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「EMPEROR (CRAZY SHOT GUN)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「W2-STAR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「Ecstasy King」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「Black Diamond SEC-1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「Crazy Drop」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE BEAT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真を付して「Viking」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE Strong VER2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAVEN Strong」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「KATANA Strong」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON Diamond」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAVEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON XtC TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE VER2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「BLAZE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER JOKER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「KATANA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED  $\alpha$  II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED  $\gamma$ 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「Slumberland」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「Slumberland Wave」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「Slumberland Crystal」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY Wave 3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY Wave 4」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY Wave 5」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY HYPER 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED VER3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Rush 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「Rush TRIP 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「cathinone Love VER2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「cathinone Love 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL VIII」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL B」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL C」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL G」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧

に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和3年6月18日

---

**石川県告示第248号**

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和3年6月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

(1) N- {1- [2-ヒドロキシ-2- (チオフェン-2-イル) エチル] ピペリジン-4-イル} -N-フェニルプロパンアミド及びその塩類

(2) メチル=2- [1- (4-フルオロブチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和3年6月18日

